

射水市パブリック・コメント手続に関する要綱概要

1 パブリック・コメント手続とは

市の重要な施策の形成過程において、その施策に関する計画等の趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 目的

市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

3 意見の提出ができる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

4 対象となる施策

- (1) 基本構想等市の基本的施策を定める計画の策定又は重要な変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

5 対象の適用除外

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微な場合
- (2) 市長の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (4) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行う場合
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び市長が設置するこれに準ずる機関がパブリック・コメント手続に準じる手続又はパブリック・コメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行う場合
- (6) パブリック・コメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行う場合

6 施策等の公表方法

市長が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとし、市長は、市民が施策等の案を容易に入手できるように配慮するものとする。

7 意見の提出方法

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める方法

8 提出された意見の取扱い

市長は、提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとし、意思決定を行ったときは、市のホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により公表しなければならない。

9 施行日

平成21年4月1日

10 適用対象

この要綱は、市長が定める告示であるため、各行政委員会等に対しては、適用しない。

各行政委員会等においては、それぞれの権限でパブリック・コメント制度に関し、必要な例規を定めるものとする。

※ 各行政委員会等とは、地方自治法上の執行機関（市長以外の委員会、委員）及び消防長とし、議会については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから除く。